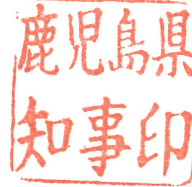


産業廃棄物処分業許可証

住 所 鹿児島県指宿市十二町 4 2 2 4 番地
氏 名 株式会社指宿リサイクルセンター
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 岩野公志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和 7 年 7 月 16 日
許可の有効年月日 令和 11 年 4 月 11 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（焼却）
産業廃棄物の種類
紙くず，木くず，繊維くず
以上 3 種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(2) 事業の区分

中間処理（破碎）
産業廃棄物の種類
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類，紙くず（廃石膏ボードに限る。），木くず
以上 4 種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 事業の区分

中間処理（切断）
産業廃棄物の種類
廃プラスチック類，ゴムくず
以上 2 種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(4) 事業の区分

中間処理（溶融）
産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（廃発泡スチロール及び廃発泡ウレタンに限る。）
以上 1 種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

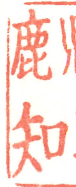
2 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：紙くず，木くず，繊維くずの焼却施設

設置場所：鹿児島県指宿市十二町字上内山 4 6 3 2 番イ 1

設置年月日：平成 16 年 3 月 5 日

処理能力：184キログラム／時

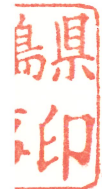


- (2) 施設の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず，がれき類の破碎施設
設置場所：鹿児島県指宿市十二町字上内山4632番イ1 外1筆
設置年月日：平成16年3月5日
処理能力：320トン／日
許可年月日：平成15年12月4日
許可番号：環整第4号の15
- (3) 施設の種類：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。），がれき類（廃石膏ボードに限る。），紙くず（廃石膏ボードに限る。）の破碎施設
設置場所：鹿児島県指宿市十二町字上内山4632番イ1
設置年月日：平成18年9月22日
処理能力：3.679トン／日
- (4) 施設の種類：木くずの破碎施設（固定式及び移動式）
設置場所：鹿児島県指宿市十二町字上内山4632番イ1 外7筆（設置場所及び駐機場）
設置年月日：平成28年4月4日
処理能力：89.6トン／日
許可年月日：平成28年3月30日
許可番号：廃り第4号の19
- (5) 施設の種類：廃プラスチック類，ゴムくずの切断施設
設置場所：鹿児島県指宿市十二町字上内山4632番イ1，4632番1，字首尾坂4711番1
設置年月日：平成29年12月9日
処理能力：3.36トン／日（廃プラスチック類）
4.99トン／日（ゴムくず）
- (6) 施設の種類：木くずの破碎施設（固定式及び移動式）
設置場所：鹿児島県指宿市十二町字上内山4632番1，4632番イ1（設置場所）
鹿児島県指宿市十二町字首尾坂4711番1（駐機場）
設置年月日：令和3年12月9日
処理能力：4.532トン／日
- (7) 施設の種類：廃プラスチック類（廃発泡スチロール及び廃発泡ウレタンに限る。）
設置場所：鹿児島県指宿市十二町字上内山4632番イ1
設置年月日：令和7年1月6日
処理能力：0.1864トン／日

3 許可の条件

木くずの破碎施設を移動式として使用する場合は，以下の条件を遵守すること。

- (1) 施設の使用は，排出現場に限る。
- (2) 特定建設作業の規制基準に準じて作業を行うこと。



4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成16年4月12日	
変更許可	平成19年3月1日	事業の区分「中間処理（破碎）」の取り扱う産業廃棄物の種類に「紙くず（廃石膏ボードに限る。）」を追加 事業の用に供する施設に「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）、がれき類（廃石膏ボードに限る。）、紙くず（廃石膏ボードに限る。）の破碎施設」を追加
更新許可	平成21年4月12日	
更新許可	平成26年4月12日	
変更届出	平成28年4月15日	事業の用に供する施設「木くずの破碎施設（許可年月日：平成15年12月4日、許可番号：環整第4号の16）」の処理能力を「80トン／日」から「22.4トン／日」に変更 事業の用に供する施設に「木くずの破碎施設（固定式及び移動式）」を追加
変更届出	平成28年9月15日	法人の代表者を「岩野仁志」から「岩野公志」に変更
変更許可	平成30年3月6日	事業の区分に「中間処理（切断）」を追加 事業の区分「中間処理（切断）」の取り扱う産業廃棄物の種類に「廃プラスチック類、ゴムくず」を追加 事業の用に供する施設に「廃プラスチック類、ゴムくずの切断施設」を追加
更新許可	平成31年4月12日	
変更届出	令和3年11月5日	事業の用に供する施設から「木くずの破碎施設（処理能力：22.4トン／日）」を削除
変更届出	令和3年12月17日	事業の用に供する施設に「木くずの破碎施設（固定式及び移動式、処理能力：4.532トン／日）」を追加
更新許可	令和6年4月12日	
変更許可	令和7年7月16日	事業の区分に「中間処理（溶融）」を追加 事業の用に供する施設に「廃プラスチック類（廃発泡スチロール及び廃発泡ウレタンに限る。）の溶融施設」を追加

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・☒無

